

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 須 永 寛 子

<p>松伏春日部関宿線</p>	<p>路線名</p>
<p>幸手市大字惣新田字東川七二八番二地 先から同市大字惣新田字東川七三六番 地先（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和八年五月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和六年三月二十六日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第八号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長 九六・九〇メートル</p>	<p>備考</p>